

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） <u>（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 10 <u>令和6年4月1日前に能勢町情報公開条例施行規則（平成12年能勢町規則第30号。次項において「町の規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。</u> 11 <u>町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1～9 （略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。